

◆県営荻野漕艇場の新料金表

【艇の使用料】

| 設備の名称 | 利用者の区分 | 使用料（1艇1時間につき） | | | |
|-------|------------------|---------------|------------|------------|------------|
| | | 漕手 1人の艇 | 漕手 2人の艇 | 漕手 4人の艇 | 漕手 8人の艇 |
| 艇の使用 | 一般 | 120円 | 190円 | 250円 | 680円 |
| | 高等学校又は 中学校の生徒 | 60円 | 90円 | 120円 | 320円 |
| | 小学校の児童 | | | 120円 | |

備考

- 1 この表において「一般」とは、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びに小学校就学の始期に達するまでの者以外の者をいう。
- 2 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 一般及び一般以外の者が1艇を同時に利用する場合の使用料は、一般以外の使用料とする。

【設備の使用料】

| 設備の名称 | 利用者の区分 | 使用料 | |
|---------|----------------------------|----------|------|
| トレーニング室 | 一般 | 1人1時間につき | 220円 |
| | 高等学校若しくは中学校の 生徒又は小学校の児童 | 1人1時間につき | 80円 |
| シャワー室 | | 1人1回につき | 120円 |

備考

- 1 この表において「一般」とは、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童以外の者をいう。
- 2 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの者からは、使用料を徴収しない。